

名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業実施要領

(趣旨)

第 1条 この要領は、「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」(以下「要綱」という。)第 3条第 2号ウに規定する高齢者はつらつ長寿推進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2条 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業(以下「事業」という。)は、高齢者を対象とし地域の身近な場所において、地域ボランティアとの協働により健康増進活動及びレクリエーションなどの介護予防活動の普及及び啓発を通じて介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動又は地域活動等への参加促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 3条 事業の実施主体は名古屋市とする。

(対象者)

第 4条 事業の対象者は、市内に住所を有する65歳以上の者(以下「高齢者」という。)とする。

(事業の委託)

第 5条 事業の実施を、第12条の規定による参加の取消しの処分を行う場合を除き、適切な事業運営が確保できると認められる法人(以下「実施法人」という。)に委託する。

(ボランティアとの協働)

第 6条 事業の実施にあたっては、地域のボランティアを積極的に活用するよう努めなければならない。

(事業の内容)

第 7条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 介護予防普及啓発事業

ア 健康増進活動

イ 介護予防に資するレクリエーション

ウ その他介護予防に資する活動

(2) 地域介護予防活動支援事業

ア 自主活動又は地域活動の情報提供

イ 仲間づくりの機会提供

ウ 自主活動又は地域活動グループの立ち上げに関する支援

エ その他介護予防活動に必要な支援

(会場及び定員)

第8条 事業は、地域のコミュニティーセンター、その他事業の実施に適切な会場で実施するものとする。

2 会場は、原則として中学校区ごとに1か所以上設置することとなるように、中川区及び緑区においては16か所、その他の区においては8か所設置しなければならない。

3 定員は、1会場あたり原則20名以上とする。

(実施回数、時間及び期間)

第9条 事業の実施回数は、1会場あたり原則週1回とし、1回あたりの実施時間は2時間とする。

2 事業の実施期間は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの6ヶ月単位とする。

(参加の申込及び決定)

第10条 事業に参加しようとする者は、名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加申込書(第1号様式)により、実施法人に申し込まなければならない。なお、申込をできる会場は、1人につき1会場までとする。

2 事業に参加できる者は原則として事業に参加したことのない者とする。ただし、参加を申し込む者が定員に満たない場合はこの限りでない。

3 申込者が定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定する。

4 実施法人は、第1項の規定による参加の申込があった場合、申込者に対して名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加者証(第2号様式)を交付する。なお、申込者が他区に住所を有する者であった場合は、当該申込者が住所を有する区の実施法人へ複数会場への申込の有無を確認し、参加者を決定する。

(参加の辞退)

第11条 参加者は、この事業への参加を辞退しようとするときは、名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加辞退届(第3号様式)により、実施法人に届出をしなければならない。

(参加の取消し)

第12条 参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は当該参加者の参加を取り消すことができる。

(1) 事業の実施及び施設の利用等において必要な職員の指示に従わないため、事業の実施に著しい支障をきたすと認められる者。

(2) 参加にあたり、公の秩序又は善良の風俗を乱したとき又は乱すおそれがあると認められる者。

(3) 参加決定後、複数の会場へ申込をしていたことが判明した者。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加取

消通知書（第 4号様式）により当該参加者に通知する。

（費用負担）

第13条 参加料は原則無料とする。ただし、参加者は事業に伴う材料費等の費用の実費を負担しなければならない。

（備付書類）

第14条 実施法人は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておくなければならない。

- (1) 参加者台帳（名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加申込書と兼用）
- (2) 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加者名簿（第 5号様式）
- (3) 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業相談記録表（第 6号様式）
- (4) 事業日誌（第 7号様式）

（事業の報告）

第15条 実施法人は、毎月の実施状況を名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業実施状況報告書（第 8号様式）により市長に翌月10日までに報告するものとする。

（受託法人の公募）

第16条 市長は、第 5条の規定により事業の運営を委託しようとするときは、選定に参加する者に、必要な要件等の事項を、別に定める募集要項により明示し、公募するものとする。

- 2 公募により事業の運営の委託を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業受託申請書（第 9号様式）
 - (2) 事業計画書
 - (3) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - (4) 従業員の数、資本額その他経営の規模及び状況のわかるもの
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項第2号に規定する事業計画書の内容は、委託を受けている期間において、原則として変更できないものとする。ただし、当該計画の変更が事業の実施にあたり、影響がなく、又は改善につながる場合は、本市の承認を得たうえで変更できるものとする。

（評価委員）

第17条 第 5条に規定する事業の運営を委託する法人の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業受託法人評価委員（以下「評価委員」という。）を選任する。

(受託法人の決定)

第18条 市長は、受託法人を決定しようとするときは、評価委員の評価を聴取し、受託法人を選定するものとする。

2 市長は、評価委員の評価結果を踏まえ、受託法人を決定するものとする。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年 8月 1日から施行する。